

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年12月23日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 宮城県東部地方振興事務所

（2）住 所 宮城県石巻市あゆみ野5丁目7番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 女川漁港（付図のとおり）

（2）期 間 令和8年1月19日から

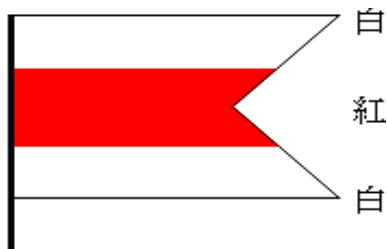
令和8年3月13日（内1日）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



# 業務位置図



緯度・経度一覧表

点名	緯度	経度
K1	38.26224477	141.27281946
K2	38.26159890	141.27250370
K3	38.26165929	141.27225894
K4	38.26189628	141.27237129
K5	38.26201417	141.27195675
K6	38.26246003	141.27180655
K7	38.26252221	141.27196338
K8	-38.26257799	141.27193346
K9	38.26265742	141.27211323